

2019年11月

お客様各位

日興アセットマネジメント株式会社

**「財形給付金ファンド」
繰上償還（確定）のお知らせ**

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社ではこのたび、「財形給付金ファンド」（以下、当ファンドといいます。）につきまして、2019年10月1日を新聞公告日として、当ファンドの繰上償還について受益者の皆様へ提示し、異議申立の受付を行なってまいりました。

受付最終日である2019年11月5日までに弊社に到着したものについて集計を行なった結果、当ファンドについて、異議申立期間中に異議申立をされた受益者が保有する2019年10月1日現在の受益権口数の合計が、2019年10月1日現在の受益権総口数の2分の1を超えませんでした。したがって、**2019年12月10日付で当ファンドを繰上償還させていただくこととなりましたので、ここにお知らせ申し上げます。**

今後は繰上償還に向けて、組入資産の資金化を図る方針でございます。なお、償還を迎えるまでの期間、基準価額は市況動向等の理由により変動いたしますので、ご承知おき下さい。

償還金のお支払いは、原則として2019年12月11日より、販売会社であるSMBC日興証券株式会社にてお支払いを開始する予定でございますが、お支払い手続きを確実にこなうため、この予定よりも日数を要する場合がありますので予めご了承下さい。

また、当ファンドの設定来の運用経過につきましては、償還後に償還まで保有されたお客様に対して「償還 交付運用報告書」をご用意いたします※ので、ご高覧下さいませようお願い申し上げます。

※2020年2月中旬以降に交付予定ですが、お手元に届くまでさらに日数を要する可能性もございます。

皆様より当ファンドへのご愛顧を賜りましたことを心より御礼申し上げますとともに、今後ともお引き立てを賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

敬具

■当資料は、日興アセットマネジメントが「財形給付金ファンド」の今後の取扱いについてお知らせすること等を目的として作成した資料であり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。